

平成 29 年 4 月 28 日

各所属長

総務課長

建設工事に関連する業務委託における最低制限価格の見直しについて

建設工事に関連する業務委託における最低制限価格の見直しについて、次のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

記

1 最低制限価格の範囲及び算定式について

(1) 那覇市（上下水道局含む。）が発注する建設工事に関連する業務委託における最低制限価格の範囲は、次のとおりとなります。

改正前	改正後
①測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務 「 <u>予定価格の 10 分の 6 以上</u> 」	①測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務 「 <u>予定価格の 10 分の 7 以上</u> 」
②地質調査業務及び磁気探査業務 「 <u>予定価格の 3 分の 2 以上</u> 」	②地質調査業務及び磁気探査業務 「 <u>予定価格の 10 分の 7 以上</u> 」

(2) 那覇市（上下水道局含む。）が発注する業務委託に係る最低制限価格の算定式については、次のとおりとなります。

改正前	改正後
①測量業務 ・ <u>諸経費：諸経費の額×45%</u>	①測量業務 ・ <u>諸経費：諸経費の額×48%</u>
②土木関係コンサルタント業務 ・ <u>一般管理費等：一般管理費等の額×45%</u>	②土木関係コンサルタント業務 ・ <u>一般管理費等：一般管理費等の額×48%</u>

2 施行日

平成 29 年 5 月 1 日

3 対象

施行日以後に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約から適用する。

※施行日以前に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、従前の設定基準によることに注意してください。